平成２６年（フ）第７１号
北海道夕張郡長沼町西２線北１番地
債務者　渡邉　洋介
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１号
北海道岩見沢市栗沢町栗部39番地
債務者　吉田　英利
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第３１６号
岩手県滝沢市巣子1189番地23
債務者　佐々木　保
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５８号
静岡県富士市比奈2087番地の３タウンハウス岡田Ｄ号、前住所静岡県富士市桑崎325番地の10
債務者　渡邊　勇治
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２５９号
静岡県富士市比奈2087番地の３タウンハウス岡田Ｄ号、前住所静岡県富士市桑崎325番地の10
債務者　渡邊ふみ子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２号
福岡県大牟田市大字三池649番地７
債務者　菊池　隆臣
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第７３号
福岡県行橋市大字金屋794番地５
債務者　西頭みゆき
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
福岡県京都郡苅田町若久町３―24―４　向山団地2000棟204号、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町大字稲光1335番地１
債務者　松蔭　忠幸
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3776番地、前住所奈良県桜井市大字阿部1161番地
債務者　**𠮷**浦紗也香（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
函館市千歳町１番２号
債務者　米塚　亜衣
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３１号
埼玉県比企郡小川町大字増尾223番地
債務者　池上　　明
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４９８４号
大阪府吹田市南高浜町３番11―313号
債務者　岸本　典浩
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２０号
大阪府茨木市新郡山２丁目８番505号
債務者　室崎　志穂
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４２号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番５―406号
債務者　塚田　清次（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４４号
大阪市都島区中野町２丁目４番19―225号、前住所神戸市中央区磯上通３丁目１番29―805号
債務者　山田弘一郎
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９８号
大阪市淀川区西三国４丁目６番10―703号
債務者　佐々木英雄
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１号
大阪府東大阪市日下町４丁目４番25号
債務者　元田美智子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５号
大阪府四條畷市清滝新町５番508号
債務者　武井　君枝
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部